

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬安全課

○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築指導課

### 【告示】

○ 岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正

林政課

（県例規集登載）

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「その年の一月一日現在の」を「前年の十二月三十一日における」に改める。

様式第三号中

写 真 欄 年 月 日以降撮影 脱帽、正面、上半身 5 cm × 4 cm ものを貼り付けること。	受付印 (保健所)	受付印 (県)

を

写 真 欄 申請前6月以内に脱帽し て正面から上半身を撮影 した縦4.5cm×横3.5cmの ものを貼り付けること。	受付印 (保健所)	受付印 (県)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第五十八号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる図書」を「定める図書」に改め、同条第六号中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第七条の見出しを「（申請手数料の減免）」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）に基づき徴収することとされている法に基づく申請に対する審査に係る手数料（以下この条において「申請手数料」という。）を免除することができる。

- 一 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築物（以下この項及び第四項において「滅失等建築物」という。）と同一の用途に供する建築物を新築し、又は増築する場合
- 二 滅失等建築物の全部又は一部を改築する場合
- 三 滅失等建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
- 四 第一号に掲げる場合において、新築し、又は増築する建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
- 五 第二号に掲げる場合において、改築する建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
- 六 第三号に掲げる場合において、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
- 七 災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築設備（第四項において「滅失等建築設備」という。）と同一の種類の建築設備を設置する場合
- 八 災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内においてその災害

により滅失し、又は損壊した工作物と同一の種類の仕事物（第四項において「滅失等工作物」という。）を築造する場合

第七条第二項中「前項に定める」を「前項各号に掲げる」に、「確認申請手数料等」を「申請手数料」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「確認申請手数料等の減額又は免除を受けようとする」を「手数料減免申請書を提出する」に改め、「確認申請手数料減免申請書（様式第四号）、完了検査申請手数料減免申請書（様式第四号）、中間検査申請手数料減免申請書（様式第四号）、許可申請手数料減免申請書（様式第四号）、認定申請手数料減免申請書（様式第四号）、承認申請手数料減免申請書（様式第四号）又は認定の取消し申請手数料減免申請書（様式第四号）に」及び「知事に」を削り、同項ただし書中「確認申請手数料等」を「申請手数料」に、「当該建築物又は建築設備若しくは工作物」を「滅失等建築物、滅失等建築設備又は滅失等工作物」に、「手数料以外」を「申請手数料以外」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定により申請手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を受けようとする原因となる事実が生じた日から六月以内に手数料減免申請書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。ただし、第一項の規定による申請手数料の免除を受けた者が、同項の規定により当該免除を受けた申請手数料以外の申請手数料の免除を受けようとするとき又は知事が公益上特に必要があり、若しくは災害その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第十一条第一項中「道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）区域内の権利者の一覧」を「道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）区域内の権利者及び管理者の一覧」に、「及び承諾書」を「、権利者の承諾書」に、「その他」を「及び管理者の承諾書（様式第九号の二）その他」に改め、同条第二項中「承諾書」を「権利者の承諾書及び管理者の承諾書」に改め、同条第三項中「の申請」を「の規定による申請」に改める。

第十二条第一項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第六項」に改め、同項第四号中「様式第十号」を「様式第十号」に改める。

第十二条の二第一項各号列記以外の部分中「第四十四条第一項第三号」を「第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第四十四条第一項第三号」を

「第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号」に、「様式第十一号」を「様式第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四十三条第二項第一号の規定による認定を申請しようとする者（当該認定に係る道が省令第十条の三第一項第二号に掲げる基準に適合する場合において申請しようとする者に限る。）にあつては、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道に関する権利者及び管理者の一覧（様式第十号の二）、権利者の承諾書（様式第十号の三）及び管理者の承諾書（様式第十一号）

確認申請手数料	確認申請手数料	減免申請書
中間検査申請手数料	中間検査申請手数料	を
完了検査申請手数料	完了検査申請手数料	

様式第四号中

手数料減免申請書	岡山県土木関係手数料徴収条例 (平成12年岡山県条例第53号) 第2条第1項	第 号関係
確認申請手数料		第 号関係
中間検査申請手数料		第 号関係
完了検査申請手数料		第 号関係
許可申請手数料		第 号関係

に改め、同様式注)

認定申請手数料		第 号関係
承認申請手数料		第 号関係
認定の取消し申請手数料		第 号関係

中「、記入しないで」や「、記入しないで」に改める。  
様式第八号を次のように改める。

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

## 様式第8号（第11条関係）

道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）区域内の権利者及び管理者の一覧

### 1 権利者の一覧

物件の種別	所在・地番	地目	権利の種類	権利者の氏名	摘要	承諾書との対照番号

- (注) 1 権利者とは、指定を受けようとする道の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者をいいます。
- 2 申請者が権利者である場合は、申請者も含めて記入してください。
- 3 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
- 4 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。
- 5 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
- 6 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

### 2 管理者の一覧

管理者の氏名	管理する道の地名地番、区間等	承諾書との対照番号

- (注) 1 管理者とは、指定を受けようとする道を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいいます。
- 2 申請者が管理者である場合は、申請者も含めて記入してください。



# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

を「いる」に、「摘要欄」を「摘要の欄」に改め、同様式の次に次の様式を加える。


に改め、同様式(注)5中「及び」

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

様式第9号の2（第11条関係）

## 管理者の承諾書

		年 月 日		
築造主住所 氏名		様		
		管理者住所 氏名 ㊟		
<p>あなたが建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（指定の変更・指定の廃止）の申請を行うことについて、承諾します。</p> <p>なお、あなたが申請を行う道が岡山県知事から道路の位置の指定（指定の変更）を受けた場合は、指定（指定の変更）を受けたときの道路の形状及び構造を維持し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように適切に管理します。</p> <p>また、道路の位置の指定（指定の変更）を受けた後に、管理者を変更しようとするときは、新たな管理者に対し本書の内容を十分に説明し、当該道路の管理を承継したことが分かる書面を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有することとします。</p>				
1 申請に係る 道	(1) 地名地番			
	(2) 幅員（道路敷幅員）	m ( m )	m ( m )	m ( m )
	(3) 延長	m	m	m
	(4) 総延長	m		
2 管理する道の地名地番、区間等			一覧との 対照番号	

（注）管理者の印鑑登録証明書を添付してください。

平成30年12月28日 岡山県公報 号外

様式第十号を削る。  
 様式第十一号中(9)を(10)とし、(1)から(8)までを一ずつ繰り下げ、(2)の前に次のように加える。

(1)

法第43条第2項第1号関係				
1 申請に係る道	ア 道の種別	省令第10条の3第1項第1号に適合	道の種別 幅員 m	
		省令第10条の3第1項第2号に適合	道の種別	
	イ 地名地番			
	ウ 幅員 (道路敷幅員)	m ( m)	m ( m)	m ( m)
	エ 延長	m	m	m
	オ 総延長	m		
	2 申請に係る道が接続する道路の状況	・国道 ・県道 ・市町村道 ・私道 ・その他 ( ) ----- ・法第42条第1項第(1・2・3・4・5)号 ・法第42条第2項		

	イ 幅員	m
--	------	---

(注) 1 1のイの欄からオの欄までは、1のアの欄が省令第10条の3第1項第2号に適合する場合に記入してください。

2 2のアの欄は、該当する項目を○で囲んでください。

様式第十一号を様式第十号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

## 様式第10号の2（第12条の2関係）

敷地等と道路との関係における特例認定に係る道に関する  
権利者及び管理者の一覧

### 1 権利者の一覧

物件の種別	所在・地番	地目	権利の種類	権利者の氏名	摘要	承諾書との対照番号

- (注) 1 権利者とは、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者をいいます。
- 2 申請者が権利者である場合は、申請者も含めて記入してください。
- 3 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
- 4 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。
- 5 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
- 6 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

### 2 管理者の一覧

管理者の氏名	管理する道の地名地番、区間等	承諾書との対照番号

- (注) 1 管理者とは、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道を建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいいます。
- 2 申請者が管理者である場合は、申請者も含めて記入してください。

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

様式第10号の3 (第12条の2関係)

## 権利者の承諾書

年 月 日					
申請者住所 氏名		様			
		権利者住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			
あなたその他の関係者が、あなたが申請を行う建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定による認定に係る道を将来にわたって通行することについて、承諾します。					
物件の種別	所在・地番	地目	権利の種類	摘要	一覧との対照番号

- (注) 1 権利者の印鑑登録証明書を添付してください。  
2 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。  
3 地目の欄は、田、畑、宅地、山林等の別を記入してください。  
4 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。  
5 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

様式第11号（第12条の2関係）

## 管理者の承諾書

		年 月 日		
申請者住所 氏名		様		
		管理者住所 氏名 ⑨		
<p>あなたその他の関係者が、あなたが申請を行う建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定による認定に係る道を将来にわたって通行することについて、承諾します。</p> <p>なお、あなたが申請を行う建築物が岡山県知事から認定を受けた場合は、認定に係る道の形状及び構造を維持し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項に規定する基準に適合するように適切に管理します。</p> <p>また、認定を受けた後に、管理者を変更しようとするときは、新たな管理者に対し本書の内容を十分に説明し、当該道の管理を承継したことが分かる書面を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有することとします。</p>				
1 認定に係る道	(1) 地名地番			
	(2) 幅員（道路敷幅員）	m ( m )	m ( m )	m ( m )
	(3) 延長	m	m	m
	(4) 総延長	m		
2 管理する道の地名地番、区間等			一覧との 対照番号	

(注) 管理者の印鑑登録証明書を添付してください。

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 平成30年12月28日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県告示第六百五十号

岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年岡山県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の資金の貸付けについて債務保証（当該保証が法人によって行われるものであつて、債務の全てが保証の対象となつているものに限る。）がある場合における一年当たりの利率は、貸付条件の欄に定める利率から〇・四％を減じたものとする。

### 附 則

#### （施行期日等）

- 1 この告示は、平成三十一年一月十五日から施行し、この告示による改正後の岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、同日以後の新たな資金の貸付けから適用する。
- 2 この告示の施行の日前に手形貸付けの方法により貸し付けられた資金について、同日以後に手形の書換えを行うときは、当該書換えをもつて前項の新たな資金の貸付けとみなす。